

(公印省略)
令和8年1月9日

公益社団法人群馬県歯科技工士会

会長 金井 孝行 様

特定非営利活動法人群馬県歯科衛生士会
会長 本多 ゆかり

令和7年度 群馬県歯科医療安全研修会のお知らせ

新春の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当会の活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県と歯科医療関係団体が連携し、歯科医業を行う医療機関における医療安全の確保を効率的に推進し、安全で質の高い歯科医療提供体制を整備するため、群馬県歯科医療安全推進検討会が設置されており、当会もご一緒させていただき関係各団体の皆様にご指導をいただいております。

さて、今回、群馬県歯科衛生士会では、群馬県歯科総合衛生センターの中内彩乃先生に「診療時における事故予防、特に障害を持つ方に寄り添える歯科医療について」下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。つきましては、貴会会員の皆様へのご周知につきまして、ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

記

日 時 令和8年2月1日（日）午前10時～12時 <受付9時40分～>

会 場 群馬県歯科医師会館 4階 第2会議室

演 題 「障害のある人を診るということ」

講 師 群馬県歯科総合衛生センター 歯科医長 中内 彩乃 先生

* 参加ご希望の方は1月28日（水）までにFAXにてお申し込み下さい。

群馬県歯科衛生士会 FAX : 027-253-3368

このまま切らずに送信して下さい

令和7年度歯科医療安全研修会申込書 (令和8年2月1日)

所 属	職 種	お 名 前

【講 師】群馬県歯科総合衛生センター
歯科医長 中内 彩乃 先生



【演 題】障害のある人を診るということ

【要 旨】障害者歯科とは、身体障害・知的障害・精神障害・その他の心身の機能の障害を含む方々の個性、全身状態や生活全般を考慮した歯科治療を指します。障害のある方は、その特性から通常下での歯科治療が困難な場合があります。例えば、『治療が怖くて診療室に入れない、診療台に座れない』、『緊張から生じる不随意運動がある』、『視覚障害や聴覚障害がある』、『器具を入れようすると吐き気が出る』、『なぜ歯磨きをしなくてはいけないのか分からず、口腔清掃の自立が困難である』など訴えは様々です。このような方々が歯科治療に対して前向きな気持ちになれるよう、環境の整備・コミュニケーションの取り方に少しの工夫をしています。本講演では当センターで行なっている障害のある方への歯科治療時の配慮、医療安全面への取り組みなどに関してお話をさせていただきます。『自分が患者だったらどうして欲しいか?』を考えながら、お聞きいただけするとさらに理解が深まるのではないかと思います。明日からの障害者(児)歯科診療の一助となれば幸いです。

【略 歴】

2011年 3月 東京歯科大学 卒業
2012年 4月 東京歯科大学千葉病院 臨床研修医修了
2012年 4月 東京歯科大学 小児歯科学講座 臨床専門専修科生
2013年 4月 東京歯科大学大学院歯学研究科（小児歯科学専攻）入学
2017年 3月 東京歯科大学大学院歯学研究科（小児歯科学専攻）修了
2017年 4月 東京歯科大学小児歯科学講座 レジデント
2018年 4月 東京歯科大学小児歯科学講座 助教
2023年 4月 群馬県歯科総合衛生センター 歯科医長
～ 現在に至る

【資 格】

歯学博士
日本小児歯科学会 専門医
日本障害者歯科学会 認定医